

## 広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA） 公募要領

### 1. 趣旨

本公募要領は、PPA 方式により事業者が広島市西部水資源再生センター（以下「対象施設」という。）に太陽光発電設備を導入して、運転管理及び維持管理等を行うことにより、本市施設からの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、エネルギー価格の高騰の影響を受けない安定的な電力の確保を目的として、太陽光発電設備導入事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2. 事業概要

#### （１） 事業名

広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）

#### （２） 事業期間

別添仕様書のとおり。

#### （３） 履行場所

広島市西部水資源再生センター西系水処理施設棟屋上等(広島市西区扇一丁目 1 番 1 号ほか)

#### （４） 担当課

〒730-0054

広島市中区南千田東町 6 番 13 号

広島市下水道局 管理部 管理課 庶務係

電 話 082-241-8259（直通）

F A X 082-248-8273

E - m a i l g-kanri@city.hiroshima.lg.jp

### 3. プロポーザル参加資格

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- （１） 令和 5・6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が電気工事で認定されている者、又は広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されている者であること。

なお、参加意向申出書提出時に当該資格を有していない者は、担当課が参加資格の確認を行い、当該資格と同等の資格を有していると認められる場合は、令和 5・6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が電気工事で認定されている者、又は広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）

の提供」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されている者とみなす。ただし、この参加資格確認申請は、本事業に対してのみ有効とする。

- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。

- (3) 本事業と類似の事業履行実績として、平成 21 年 4 月 1 日以降において実績を有すること。

なお、類似の事業とは、パワーコンディショナの容量 1,000kW 以上の太陽光発電設備に係る設置工事及び電力供給を行う事業（すでに電力供給していること）をいい、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることにより、設置工事又は電力供給を行う場合も含む。

- (4) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者のいずれかの資格

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

- (5) 応募者（共同事業者の場合、構成員の全て）は、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。

イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

ウ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

オ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくはそれらの統制の下にある者

(イ) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

#### 4. 参加に係る手続き（全参加希望者対象）

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意向申出書等（様式 1～様式 6）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。審査の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を担当課に提出すること。

##### (1) 申請書類

ア 参加意向申出書（様式 1）

イ 過去の類似業務実績（様式 2）

ウ 誓約書（様式 3）

エ 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる箇所及びプロポーザル参加資格を満たしていることが確認できる箇所の写し）

オ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（証明年月日が参加意向申出書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）

※ 広島市に納税義務のない場合は、広島市税の納税証明書に代えて、申立書（様式 4）を提出すること。

キ 共同事業者として参加する場合の書類

- ・ グループ構成書（様式 5）
- ・ 委任状（様式 6）

##### (2) 入手方法

本市ホームページ（トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ ページ右の「令和 6 年度 方式・案件名」→「【公募型プロポーザル（WTO）】広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）」からのダウンロードを原則とする。

ただし、ダウンロードできない等の事情により、これにより難しい場合は担当課にて配布する。この場合の配付時間は、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

##### (3) 提出場所

2 (4) の担当課

##### (4) 受付期間

令和 6 年 11 月 15 日（金）から令和 6 年 11 月 29 日（金）

ただし、持参する場合は受付期間の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（市の休日を除く。）とし、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）の場合は受付期間の最終日必着とする。

## 5. 参加資格確認申請の受付期間等

3(1)の令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が電気工事で認定されていない者、又は広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されていない者については、以下のとおり申請書類を提出すること。

なお、参加資格の確認に時間を要することを踏まえ、可能な限り速やかに担当課に提出すること。

### (1) 主な申請書類

ア 令和5・6年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が電気工事で認定されていない者

履歴事項全部証明書の写し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し、建設業許可が確認できる書類、営業所一覧表、営業所等調書兼実態調査同意書など

イ 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の登録種目「16-01 電力供給」に登録されていない者

履歴事項全部証明書の写し、小売電気事業の登録が確認できる書類の写し、財務諸表の写し（過去2年間分）、誓約書など

### (2) 申請書類の様式等の配付方法

原則、電子データにより配付する。

※ 申請希望者は、担当課への電話又は電子メールにより申請書類の様式等の配付申込を行うこと。

### (3) 提出場所

2(4)の担当課

### (4) 受付期間

令和6年11月15日（金）から令和6年11月29日（金）

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（市の休日を除く。）とし、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）の場合は受付期間の最終日必着とする。

## 6. 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、参加資格確認結果を令和6年12月13日（金）までに通知する。

なお、参加資格を有すると確認された者については、次の書類を提供する。

### (1) 基本協定書（案）

(2) 事業契約書(案)

7. 現地案内の実施

(1) 実施場所

広島市西部水資源再生センター西系水処理施設棟屋上等

(2) 実施日時

令和6年12月19日(木)の9時から17時又は令和6年12月20日(金)の9時から17時までの間で担当課が指定し、参加資格確認結果通知時に通知する。

(3) 受付方法

現地案内の希望する者は、参加意向申出書に必要事項を記載する。なお、現地案内を希望しない者についても、その旨を参加意向申出書に記載すること。

(4) 留意事項

ア 担当課が許可する場所以外の撮影を禁止する。

イ 現地案内により知り得た情報を、本公募型プロポーザルへの参加の目的以外に使用することを禁止する。

ウ 現地案内の参加人数は、最大5名までとする。

8. 企画提案書の内容(様式7)

仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

なお、企画提案書の作成に当たって、参加資格を有すると確認された者には、本市が保有する別紙1「参考資料」を希望する提案者に貸与する。その他にも提案者から企画提案書の作成に必要とする資料の要求があった場合には、貸与の有無を本市が判断する。貸与を受けた提案者は、貸与資料の目録を作成するとともに、各資料の電子データをコピーするための記憶媒体を本市に提出するものとする。また、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

(1) 技術提案に関する事項(様式7-1)

ア 技術提案の内容

提案の基本方針、業務概要及び設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ パワーコンディショナ容量

(ア) 対象施設における想定設備容量(太陽光発電設備容量(kW)及びパワーコンディショナ容量(kW))を検討すること。検討に当たり、太陽光発電電力量は全量消費できるよう考慮すること。

(イ) 検討において想定した設備仕様を示すこと。

ウ 温室効果ガス排出量の削減

(ア) 事業期間中のシミュレーション

- ・ 運転期間20年間で想定される太陽光発電電力量及び温室効果ガス排出削減量を検討すること。

- ・ 太陽光発電設備の経年劣化や維持管理上必要となる点検に伴う設備停止等を考慮すること。
  - ・ 検討に当たって、日射量は NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公開している日射量データベース閲覧システム MONSOLA-20 の地点 51324352 を用いて算出すること。
  - ・ 電力の二酸化炭素排出量係数は 0.250kg-CO<sub>2</sub>/kWh を使用すること。
- (イ) 運転期間終了後のシミュレーション
- ・ 運転期間終了後、本市が設備の無償譲渡を受けて 10 年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。
  - ・ シミュレーションは、10 年間で想定される太陽光発電電力及び温室効果ガス排出削減量を検討すること。また、機器更新費を含めた総維持管理費を算出すること。
  - ・ 太陽光発電設備の経年劣化や維持管理上必要となる点検に伴う設備停止等を考慮すること。
  - ・ 検討に当たって、日射量は NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公開している日射量データベース閲覧システム MONSOLA-20 の地点 51324352 を用いて算出すること。
  - ・ 電力の二酸化炭素排出量係数は 0.250kg-CO<sub>2</sub>/kWh を使用すること。

#### エ 品質管理

- (ア) 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量、塩害対策等を含む）を記載すること。
- (イ) 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であることを分かりやすく説明すること。
- (ウ) 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 kg/m<sup>2</sup>）を記載すること。
- (エ) 設備設置時の防水施工方法が分かる書面を作成し、防水層等の破損といった対象施設の防水機能に影響が無いことがわかる内容とすること。

#### オ 災害等、非常時利用の内容

- (ア) 設備の非常時・停電時のシステム構成図を記載すること。
- (イ) 対象施設は、停電時等において非常用発電設備で給電するため、設置する太陽光発電設備による非常用発電設備への影響を考慮したシステム構成とすること。
- (ウ) 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、非常用コンセント盤等の設置場所、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）を示すこと。
- (エ) 太陽光発電設備等の自立運転時に使用可能な出力（kW）を記載すること。

#### カ 環境への配慮

周辺施設への反射光等の影響について検討し、その結果及び対策等を記載すること。検討に当たっては、将来的な周辺環境の変化も考慮すること。

#### キ 将来的な余剰電力対策

本事業は、原則、発電電力の全量を自家消費することとしているが、本市は対象施設において高効率機器を積極的に導入する「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」を策定しており、今後、省エネの取組を一層進めていくことから、対象施設の消費電力が減少する可能性がある。このため余剰電力が発生した場合においても、効果的に発電した電力を自家消費しながら、系統側へも逆潮流しないシステムを構築し、提案すること。

#### ク その他独自提案

(ア) 「広島市地球温暖化対策実行計画」を踏まえた本市の脱炭素化に資する任意の提案があれば、記載すること。

例)・ 将来的な EV 充電装置の設置を考慮した設備配置、システム構成とする。

- ・ 平時においても対象施設において活用できる蓄電池の導入
- ・ 市民へ脱炭素に関する啓発を行うための広報用パンフレット等の作成を行う。 等

(イ) 提案内容において蓄電池設備を設置する場合は、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意し、平時においても対象施設によって活用できる効果的な容量とすること。

なお、想定する設備容量(蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))、設備仕様、使用方法及び設置場所等を示すこと。提案に当たっては、本市のみ使用することを前提とすること(仕様書に記載している対象施設は指定避難所等ではなく、市民が立ち入れない場所であることから、市民が使用することは想定していない。)

また、蓄電池を設置する場合は、以下2点に留意し、企画提案書に準拠している旨を必ず記載すること。

- ・ 蓄電システムは JIS C4412 に準拠すること。
- ・ 蓄電池は JIS C8715-2 (リチウムイオン蓄電池の場合)又は平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準 第二の二」(リチウムイオン蓄電池以外の場合)に記載の規格に準拠したものであること。

(ウ) その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案があれば記載すること。

### (2) 実施体制(様式 7-2)

#### ア 工事遂行能力

##### (ア) 事業実施体制図

設計、施工等、その他事業全体の体制図を責任の所在が分かるように記載する

こと。

(イ) 工事計画概要

- ・ 実施体制として、本事業に従事予定の総括責任者、担当者及び予定技術者等の経歴書（担当業務に係る経験）、保有資格（資格証の写し等を添付）を記載すること。
- ・ 事業開始（設計及び工事）から発電開始までの設備導入期間工程表を記載すること。
- ・ 予定している協力事業者等の分担業務の内容を記載すること。

イ 業務遂行能力

(ア) 事業実施体制図

維持管理、メンテナンス、撤去等、その他事業全体の体制図を責任の所在が分かるように記載すること。

(イ) 維持管理・メンテナンス等計画概要

- ・ 実施体制として、本事業に従事予定の総括責任者、担当者及び予定技術者等の経歴書（担当業務に係る経験）、保有資格（資格証の写し等を添付）を記載すること。
- ・ 発電開始から設備撤去までの維持管理期間工程表を記載すること。
- ・ 定期点検の内容、定期点検の実施回数、設備交換計画、遠隔監視の有無を記載すること。
- ・ 予定している協力事業者等の分担業務の内容を記載すること。

ウ 事業実施中のリスク対応

(ア) 故障、緊急時の対応体制図

故障、緊急時における連絡先等を示した対応体制図を記載すること。

(イ) 事業実施中のリスクに対する対策

- ・ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
- ・ 倒産等で事業継続不可能となった場合の設備の撤去方法を記載すること。
- ・ 設備の導入から撤去までに係るすべての保証内容について記載すること。

(3) 実績（会社概要）（様式 7-3）

代表法人の直近3か年の経常利益等を記載すること。また、代表法人の直近3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を必ず含めるものとする。なお、キャッシュフロー計算書については、作成が義務付けられていない場合は提出不要とする。）を添付すること。

(4) 電力料金（様式 7-4）

ア 電力料金単価及び発電設備導入後の運転期間中における電力料金総額の提案を行うこと。なお、提案に当たっては根拠資料を添付すること。

イ 単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限単価 16.5 円/kWh（税抜）よりも廉価とすること。



ウ 発電設備導入後の運転期間 20 年間分における電気料金シミュレーションを行い、本市が支払う小売事業者から購入する電力料金も含めた電力料金総額を示すこと。

エ 電気料金シミュレーションにおける前提条件は以下のとおりとすること。

対象施設での運転期間における年間電力使用量：令和 5 年度の実績

小売電気事業者から購入する電力料金単価：16.5 円/kWh（税抜）

オ 提案する電力料金単価及び電力料金総額の算定にあたっては環境省の補助金額を含まない前提とすること。

(5) チェックリスト（様式 7-5）

様式 7-1～様式 7-4 に記載をしたものに○をつけ、該当項目には、記載内容の抜粋を記載すること。

9. 企画提案書作成にあたっての留意事項

(1) A4 版（両面印刷）を基本とすること。一部 A3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。ページの通し番号を付すこと。

(2) 表紙をつけ、表題を記載すること。なお、表紙及び目次はページ数にカウントしない。

(3) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

(4) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

(5) 業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。

(6) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(7) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

(8) 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。

また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

10. 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

様式 7、様式 7-1～様式 7-5

（各正本 1 部、副本 1 2 部、電子データ 1 部（記憶媒体に保存したもの））

(2) 提出場所

2 (4) の担当課

(3) 受付期間

参加資格確認結果通知日の翌日から令和 7 年 1 月 29 日（水）

ただし、持参する場合は受付期間の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（市の休日を除く。）とし、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）の場合は受付期間の最終日必着とする。

(4) その他

- ア 企画提案書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡するとともに、辞退書（様式 9）を提出すること。なお、提案者が受付期間内に企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- イ 所定の様式以外の書類については受理しない。
- ウ 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
- エ 提出された書類は、返却しない。

11. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書（様式 8）を提出するものとする。

(1) 質問書の提出場所、期間及び方法等

ア 提出場所

2 (4) の担当課

イ 受付期間

令和 6 年 11 月 15 日（金）から令和 6 年 12 月 25 日（水）

ただし、持参する場合は受付期間の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

ウ 提出方法

質問書に記入の上、受付期間中に電子メール（原則 Microsoft Word データ形式）にて提出し、提出した旨を電話連絡すること。

なお、電子メールでの提出が難しい場合は、持参または郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出すること。

(2) 質問に対する回答

令和 7 年 1 月 15 日（水）（予定）に本市ホームページ上（4 (2) に記載のページ）に掲載する。

12. 受託候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーション等を踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「下水道局太陽光発電事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

なお、プレゼンテーションを欠席した者については、その提案を無効とする。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 下水道局長

副委員長 下水道局次長

委員 下水道局管理部長

下水道局施設部長

下水道局設備担当部長  
下水道局経営企画課長  
環境局温暖化対策課長  
都市整備局電気設備担当課長  
西部水資源再生センター所長

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。実施時期については令和7年2月上中旬を予定しており、時間及び場所等の詳細については別途通知する。

(4) 選定方法

別紙2「評価基準」に基づき評価を行い、最も高い評価点数を得た者を受託候補者とする。ただし、最も高い評価点数が、本市が求める最低水準（評価点数の合計の6割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最高得点を獲得した者が複数いた場合、審査委員会出席委員の多数決により、受託候補者を決定する。

(5) 審査結果

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知する（2月中下旬を予定）。受託候補者として選定されなかった者は、書面により、自らが提出した企画提案書について、評価結果（評価基準項目毎の得点）の開示を求めることができる。評価結果については書面により通知する。

なお、審査の結果（提案者名及び合計点）については、本市ホームページで公開する。

13. 受託候補者選定後の手続き

- (1) 12により選定した受託候補者と仕様書に基づき詳細を協議し、当該受託候補者と事業化に向けた協定を締結するものとする。
- (2) 安全性が担保できない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。
- (3) 協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。また、受託候補者が辞退した場合も同様とする。

#### 14. スケジュール

本事業に係るスケジュールは次のとおり予定している。

| 項目           | 日程                                       |
|--------------|------------------------------------------|
| 募集の公示        | 令和 6 年 11 月 15 日（金）                      |
| 参加意向申出書受付締切  | 令和 6 年 11 月 29 日（金）                      |
| 参加資格確認結果通知   | 令和 6 年 12 月 13 日（金）                      |
| 現地案内         | 令和 6 年 12 月 19 日（木）～令和 6 年 12 月 20 日（金）  |
| 質問書の受付期間     | 令和 6 年 11 月 15 日（金）から令和 6 年 12 月 25 日（水） |
| 質問に関する回答の公表  | 令和 7 年 1 月 15 日（水）                       |
| 企画提案書の提出期間   | 参加資格確認結果通知日の翌日から令和 7 年 1 月 29 日（水）       |
| プレゼンテーションの実施 | 令和 7 年 2 月上中旬                            |
| 受託候補者の特定及び通知 | 令和 7 年 2 月中下旬                            |
| 基本協定書の締結     | 令和 6 年度中を予定                              |

#### 15. その他留意事項

（１） 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は本市に帰属する。

イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

提出された企画案その他本公募型プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、広島市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

（３） 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

（４） 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

（５） 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

#### 16. 失格要件

参加意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

（１） 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (5) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

## 別紙 1 参考資料

- ・対象施設の関連図面
- ・対象施設の「電力契約状況、24 時間 365 日電力需要量データ（30 分間値）」
- ・対象施設の主要設備の更新計画
- ・広島市景観形成ガイドライン
- ・導入可能性調査結果「平成 26 年度 広島市西部水資源再生センター実施設計業務委託  
実施検討書」

## 別紙 2 評価基準

1. 評価基準については下表のとおり。

| 評価項目          |              | 評価の視点                                                                                                                                                                                                                                                         | 加重倍率 | 配点 |
|---------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 1. 技術提案に関する事項 | 技術提案の内容      | ・技術提案内容に具体性及び妥当性はあるか                                                                                                                                                                                                                                          | 1    | 5  |
|               | パワーコンディショナ容量 | ・次の式により評価点を算定する<br>評価点※＝<br>$5 \text{ 点} \times \frac{\text{事業者提案パワーコンディショナ容量}}{\text{全事業者提案のうち最大のパワーコンディショナ容量}}$ ※ 評価点は小数点以下切り捨て                                                                                                                             | 2    | 10 |
|               | 温室効果ガス排出量の削減 | ・排出量削減に取り組む提案がなされているか、電力シミュレーション等は妥当か                                                                                                                                                                                                                         | 3    | 15 |
|               | 品質管理         | ・設備の設置方法は実現性があるか、また安全性が高く、既存施設への影響が小さいものになっているか等に対し、優れた品質管理の提案があるか                                                                                                                                                                                            | 1    | 5  |
|               | 災害等、非常時利用の内容 | ・実用性の高い提案がされているか                                                                                                                                                                                                                                              | 1    | 5  |
|               | 環境への配慮       | ・周辺施設への反射光等の影響についての検討及びそれに対する対策が十分なされているか                                                                                                                                                                                                                     | 1    | 5  |
|               | 将来的な余剰電力対策   | ・余剰電力が発生した場合においても、効果的に発電した電力を対象施設に供給できるか                                                                                                                                                                                                                      | 1    | 5  |
|               | その他独自提案      | ・温室効果ガス削減の取組等として、提案内容が評価できるものか                                                                                                                                                                                                                                | 1    | 5  |
| 2. 実施体制       | 工事遂行能力       | ・実施体制、施工スケジュールは妥当か                                                                                                                                                                                                                                            | 1    | 5  |
|               | 業務遂行能力       | ・メンテナンス計画、維持、管理等の実施体制は妥当か                                                                                                                                                                                                                                     | 1    | 5  |
|               | 事業実施中のリスク対応  | ・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか<br>・保険の内容、損害保険は妥当か                                                                                                                                                                                                          | 1    | 5  |
| 3. 実績         | 会社概要         | ・財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）                                                                                                                                                                                                                      | 1    | 5  |
| 4. 電力料金（概算単価） |              | ・次の式により評価点を算定する<br>評価点※ <sup>1</sup> ＝5 点×A（本市配点係数）<br>$A = \frac{\text{上限単価 16.5 円/kwh} - \text{事業者提案の電力料金単価}^{\ast 2}}{\text{上限単価 16.5 円/kwh} - \text{全事業者提案のうち最低の電力料金単価}^{\ast 2}}$ ※ <sup>1</sup> 評価点は小数点以下切り捨て<br>※ <sup>2</sup> 単価は、消費税及び地方消費税を除いた価格とする | 5    | 25 |
| 評価の合計（100 点）  |              |                                                                                                                                                                                                                                                               |      |    |

2. 評価方法（算定式により評価する項目を除く）

（１） 各評価項目について、以下の５段階の評価を行う。

５点：優れている

４点：やや優れている

３点：一定水準を満たしている

２点：やや劣っている

１点：劣っている

（２） 評価点、各項目の評価結果に指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

3. 第１順位（受託候補者）の決定方法

（１） 出席委員全員の評価点数の合計が満点の６割に満たない提案者は失格とする。

（２） 出席委員全員の評価点数の合計が最も高い提案を第１順位とする。

（３） 評価点が高点の場合、出席委員の多数決により第１順位を決定する。それでも決しない場合、委員長が第１位順位を決定する。